

第3期柳井市子ども・子育て支援事業計画策定業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、柳井市（以下「市」という。）が発注する第3期柳井市子ども・子育て支援事業計画策定業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

第3期柳井市子ども・子育て支援事業計画策定業務

3 業務概要

（1）業務内容

別紙第3期柳井市子ども・子育て支援事業計画策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（2）委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで（令和5年度から令和6年度まで）

（3）委託料上限額

6,456,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（内訳）令和5年度業務分 3,266,000円

令和6年度業務分 3,190,000円

4 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）子ども・子育て支援事業計画の策定実績を有していること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（3）国税、県税、市税等税金を滞納していないこと。

（4）市から指名停止処分を受けていないこと。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

（6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

5 選定の日程

内 容	日 程
公告及び市ホームページ掲載日	令和5年8月17日（木）
質問受付期限	令和5年8月24日（木）午後5時まで
質問に対する回答期限	令和5年8月30日（水）午後5時まで
参加意向申出書兼誓約書の提出期限	令和5年9月6日（水）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和5年9月13日（水）午後5時まで
審査実施日（プレゼンテーション）	令和5年9月22日（金）午後予定
審査結果通知	令和5年9月25日（月）

6 質問の受付及び回答

（1）質問の受付・回答期限

5 選定の日程のとおり

（2）提出先

13 所管課のとおり

（3）質問提出方法

質問がある場合は、質問内容を簡潔に記入し、電子メールにて提出すること。

様式は、任意とし、件名は、「第3期柳井市子ども・子育て支援事業計画策定業務に関する質問」とすること。

※評価等に影響を及ぼすおそれがある質問については、受け付けない（参加事業者数、参加事業者名、選定委員等）。

（4）回答方法

質問内容及び回答は、公正を期するため、市ホームページで公開する。ただし、質問を行った参加事業者名は、公表しない。

7 参加意向申出書兼誓約書の提出

（1）提出期限

5 選定の日程のとおり

（2）提出先

13 所管課のとおり

（3）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便その他発送の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出書類

- ア 参加意向申出書兼誓約書（別記様式）
- イ 会社概要（既存のパンフレット等で可）
- ウ 業務実績（任意様式） 前年度事業報告書及び収支決算書、本年度事業計画書及び収支予算書等

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

- 5 選定の日程のとおり

(2) 提出先

- 13 所管課のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便その他発送の事実を証することができる方法で提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式）

様式は、A4判縦（A3判による折込頁の挿入可）で統一するほかは、任意とする。

仕様書及び別表第3期柳井市子ども・子育て支援事業計画策定業務企画提案書評価基準（以下「評価基準」という。）に留意した上で、次の事項について明記すること。

(ア) 提案全体の基本方針

(イ) 課題分析

(ウ) ニーズ調査及び量の見込み

(エ) 計画の策定支援

(オ) 柳井市子ども・子育て会議の支援

(カ) 子どもの意見反映

(キ) 業務実施スケジュール

(ク) 業務実施体制

- イ 業務実績

- ウ 見積書及び見積書の積算内訳（任意様式）

(5) 提出部数

正本1部、副本5部を提出すること。

(6) 提出に当たっての注意事項

ア 受付期間後の提出書類の差替え及び再提出は、原則として認めない。

イ 企画提案書は、1者1提案とし、2以上の企画提案書を提出した場合は、失格とする。

9 審査の方法

(1) 審査方法

- ア 提出書類及びプレゼンテーションについて、評価基準に従い、選定委員が絶対評価により審査を行う。
- イ 選定委員の総得点の合計により、受託候補者1者を選定する。ただし、同点の場合は、企画提案の評価が高い者を選定する。

(2) プレゼンテーション

ア 実施日・場所

令和5年9月22日（金） 柳井市役所4階401会議室

※時間については、別途通知する。

イ 実施時間

プレゼンテーションは、20分以内とし、質疑応答は、10分以内とする。

なお、スクリーン及びプロジェクターは、市で用意するが、パソコン及び接続ケーブルについては、参加事業者の持込みとする。

ウ 出席者

担当する研究員は、必ず出席すること。

エ 注意事項

- (ア) 説明は、提出された企画提案書に沿って行うこととし、原則として追加資料等の提出は、認めない。
- (イ) プレゼンテーションは、非公開とする。参加事業者による会場内での録音や録画は、認めない。
- (ウ) プレゼンテーションを行う順番は、原則として参加意向申出書兼誓約書の受付順とする。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、採否にかかわらず全参加者に対し書面により通知するとともに、電子メールで行う。なお、審査結果等に関する異議申立ては、一切受け付けない。審査結果及び審査内容に関する問合せは、一切回答しない。

10 契約締結について

審査完了後、選定した受託候補者が提案する事業内容を踏まえて、仕様書の内容を整えるなどの必要な調整を行い、見積書を改めて徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、受託候補者が、失格に該当することが認められた場合又は市との契約交渉が不調になったと市が判断した場合は、次点候補者と交渉を行うものとする。

11 失格

- (1) 参加に対して談合などの不正行為があったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が適正に記載されていないとき。
- (3) 提出書類又はプレゼンテーションの内容に虚偽があったとき。

- (4) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がないとき、プレゼンテーションに欠席したとき又は辞退の申出があったとき。
- (5) その他市があらかじめ指示した事項に違反したとき又は参加事業者に求められる義務を履行しなかったとき。

1 2 その他留意事項

- (1) 提出書類及び本プロポーザルに要した資料作成などの費用については、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。また、提出された企画提案書等は、業務目的以外のものに使用しない。
- (3) 参加事業者は、本プロポーザルで知り得た情報等について、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。
- (4) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容や評価基準について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、柳井市の保有する情報の公開及び説明責任に関する条例（平成17年柳井市条例第18号）に基づき、提出書類を公開することがある。ただし、公開することにより法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。

1 3 所管課

柳井市健康福祉部こどもサポート課（担当：岩原）

所在地：〒742-8714 柳井市南町一丁目10番2号

電話番号：0820-22-2111（内線181）

FAX番号：0820-23-7566

E-mail：kodomo-support@city-yanai.jp